



Title	蘇軾「故周茂叔先生濂溪」詩について
Author(s)	松川, 健二
Citation	北海道大学人文科学論集, 16, 45-56
Issue Date	1979-03-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34341
Type	departmental bulletin paper
File Information	16_PR45-56.pdf



蘇軾「故周茂叔先生濂溪」詩について

松川健二

はじめに

北宋における周敦頤資料は、さして多くはないが、その一つが盛り込まれたものとして、次の引用を御覧願いたい。

蘇文忠公追賦濂溪詩有曰、先生豈我輩、造化乃其徒、言之至此、是必嘗見太極圖者、故推之於造化、以形容之也。黃太史亦云、人品甚高、胸中灑落如光風霽月。非其親見先生接其辭氣、則其所以爲言、亦安能曲盡其妙。⁽¹⁾

後半の黃庭堅の語は、周敦頤を語る者の必ず言及するところであるが、前半の蘇軾の詩句は、あまり知られていないようである。まして、この文の作者度正が、太極図と関連づけて説くが如きはさしたる説得力を持たぬとは言え、この蘇軾の詩句が、周敦頤資料として、いかほどの価値をもつものなのか、検討を要するところと思われる。本稿は、当面、必要な基礎作業として、この詩句を含む蘇軾「故周茂叔先生濂溪」詩（以下「主題詩」と略称す）の試訳を志し、以て周敦頤研究の一助とせんとするものである。

(一)

記述の都合上、まず、主題詩に何等かの形で注釈の加えられているものを、参看し得た限り列挙する。

- A 『宋刊施顧註蘇詩』（汎美圖書有限公司景印）
- B 『增刊校正王狀元集註分類東坡先生詩』（四部叢刊所収）
- C 林甚右衛門『東坡先生詩集』（和刻本漢詩集成所収）
- D 上村吉右衛門『（增刊校正王狀元集註分類）東坡先生詩』（和刻本漢詩集成所収）
- E 朱翠庭『王施合註蘇東坡詩全集』
- F 邵長蘅等『施註蘇詩』（広文書局景印）
- G 馮応榴『蘇文忠詩合註』
- H 王文誥『蘇文忠公詩編集成』（台湾学生書局景印）
- I 近藤元粹『蘇東坡詩醇』
- J 釈清潭『蘇東坡詩集』（続国訳漢文大成所収）
- K 近藤光男『蘇東坡』（漢詩大系所収）

主題詩は、以上十一種を通じ、文字の異同は殆んど見られず、次の如くである。

1	世俗眩名實	2	至人疑有無
3	怒移水中蟹	4	愛及屋上鳥
5	坐令此溪水	6	名與先生俱
7	先生本全德	8	廉退乃一隅
9	因拋彭澤米	10	偶似西山夫
11	遂即世所知	12	以爲溪之呼
13	先生豈我輩	14	造物乃其徒
15	應同柳州柳	16	聊使愚溪愚

第1句。Aに於て「太公六韜、名實相當則國治。所謂名者百官號也、實者士才能也、當者謂才宜其官、官得其才也。」と註せられ、「漢宣帝曰、俗儒不達時宜、(好是古非今)、使(人)眩於名實。」とも註される。(一)の部分を書き加へ、これを承けるものに、G・H・Jがあり、Kは、後半の『漢書』元帝紀の分のみを承ける。

しかし私は、第2句との関係からも、更には主題詩を通じての趣意からも、かの『莊子』逍遙遊の「名者實之賓也」に留意したい。

第2句。Aに於て「莊子至人無己」と註し、G・H・J・Kが、これを承ける。

第3句。ABともに『晋書』解系伝のなかの、趙王倫と孫秀による、解(蟹と同音)系への憎しみようを述べた部分を註記する。全く妥当であり、CよりKに至るまで、いずれもこれを承ける。

第4句。Bは、趙次公の語として、

尚書大傳曰、武王登夏臺、以臨殷民。周公旦曰、臣聞之、愛其人者愛其屋上鳥、憎其人者憎其除胥。⁽³⁾

を載せ、C・D・E・H・I・J・Kが、これを無批判に踏襲する。これに対し、Aは、

太公六韜虎韜篇、愛其人者愛及屋上之鳥、憎其人者憎其餘胥。

と註し、Fはもとよりこれを承ける。Gは、王註を載せつつも、馮応榴自身の案語として、

又一本、尚書大傳、太公曰、愛人者兼其屋上之鳥、不愛人者及其胥餘里落之壁。

と、注意を怠らない。

つまり、この第4句を、周公旦の語とするB系統と、太公の語とするA系統に分れる訳であるが、資料に徴すれば容易にB系統の誤りであることが解るのであり、かかる初步的錯誤が、例えば、Jの「至人は博く人を愛して屋上の鳥までに及ぶ」といった訳を生みしめる原因となっている。

第3・4句は、例えば「敵」・「味方」といった「名目」に捉れ易い世俗の通弊を言うのであろう。

第5・6句。A系統・B系統ともに註を施さぬ。

第7句。Aに「莊子天地篇、天下之非譽無益損焉、是謂全德之人。」と註せられ、G・H・J・Kがこれを承ける。

第8句。Bは、「論語、舉一隅不以三隅反、則不後也。」を註として掲げ、A、D、J、K、にも見られる。思うに、此処に論語のこ

の用例を指摘するのは、さして意味が認められない。むしろ、「荀子、服近文章、砥厲廉隅」(A・G・H)や、『札記』の「砥厲廉隅」(K)を指摘する方がよい。

第9句・第10句。A・K、いずれも註を施しているが、論評の必要を認めない。

第11句・第12句。この二句、特に第12句については、第5・6句との関連においても、また、A・Kに一切註記のないことから、多少の紙数をさかねばならぬ。

いま、A・Kに一切註記が見られぬ、とはいったが、それは各詩句にかゝる割註についてであって、唯一つ、Gに在って、詩題にかゝる馮応榴の案語に、

何焯曰、元公自爲詩云、名廉朝暮箴、則廉溪之義、當如蘇詩黃序矣。⁽⁵⁾

とある。通常、「濂溪」命名の経緯は、例えば『宋史』道学伝にみえる記述、

以疾求知南康軍、因家廬山蓮花峯下、前有溪合於湓江、取營道所居濂溪以名之。

の如くに理解せられているが、主題詩は言うところを異にする。節を改めて検討することにした。

第13句・14句。A・B・C・D・E・Iが、『莊子』天下篇の「上與造物者游、而下與外死生無終始者爲友」を、そのままに、または多少かえて註記する。

ここに第一句から繰返し反芻するとき、「名實」、「至人」、「全徳」

と並び、いま「造物乃其徒」とくれば、此の詩の詠まれた背景に道家の影は隠るべくもない。われわれは、かの有名な「其一與天爲徒」(莊子大宗師)を想起してもよいのである。周敦頤が、かく、道家的尺度をもって評価された事実は重視さるべく、周敦頤に纏る道家的雰囲気——として、これも節を改めて検討することにした。

第15句・16句。Iを除きすべて柳宗元が柳州の刺史となつた事実を指摘し、第16句については、B・C・D・E・G・H・J・Kが、柳宗元の「愚溪対」の一部を、A・Fが「愚溪詩序」の一部を、それぞれ註として掲げている。本稿では、柳宗元が冉溪に愚溪なる名を与えた故事を、この両者を通して理解すべく努めるのは当然であるが、いま一つ、第15句の「應」字は、どこまでかかるのか、の問題が、その解決をせまられている。即ち、この際、対象となるのは、C・D・J・Kの四種であるが、「應」字を、第16句の最後までかけているのはC・Dであり、「柳州柳」までに止めるJ・Kとの間の相異は歴然たるものがある。いずれに左袒すべきかは、軽々に論ずべきではなく、先の「愚溪の故事」に加えて、蘇軾が自己作品中にそれを使用した例を明らかにすることが必要になるのである。

以下、(二)に於ては右の愚溪の故事と、その蘇軾による使用例を、(三)に於ては、周敦頤に纏る道家的雰囲気、そして(四)に於ては、最初の濂溪命名の問題を、それぞれ説明して、主題詩の言わんとするところに近づくこととする。

(二)

柳宗元における愚溪とは何か。先に「愚溪詩序」¹⁰⁰をとりあげる。

灌水之陽有溪焉、東流入于瀟水。或曰、冉氏嘗居也、故姓是溪曰冉溪。或曰、可以染也、名之以其能、故謂之染溪。

瀟水是、永州（いま湖南省零陵）に於て湘江に合流する。

余以愚觸罪、謫瀟水上。愛是溪、入二三里、得其尤絕者家焉。

いわゆる永貞の変（八〇五）永州の司馬として流されて以来五年、元和五年（八一〇）のことである。¹⁰¹

古有愚公谷。今予家是溪、而名莫能定。土之居者猶斷斷然、不可以不更也。故更之爲愚溪。

冉か染か定め得ぬまま、自らの愚と愚公の顰に倣い、かつは、この土地の人の争いを事としているさまにことよせ、愚溪と名づけた、という。文は次いで、愚丘・愚泉・愚溝・愚池・愚堂・愚亭・愚島と、八愚の由来に及びつつ、「嘉木異石錯置し、皆山水の奇なる者なるに、余の故を以て戚な愚を以て辱せらる。」と、おもてむき卑下の言葉で一休止し、「愚」の検証が展開される。「愚」の内容は何か。

夫水智者樂也。今是溪獨見辱於愚何哉。蓋其流甚下、不可以灌漑、又峻急多坻石、大舟不可入也。幽邃淺狹、蛟龍不屑、不能興雲雨。無以利世、而適類於余。然則雖辱而愚之、可也。

水に求められる実用性——灌漑・水運——もなければ、さりとて幽谷の奥深さにも欠け、要するに役立たずということ。この愚かさ

ぶりはまさに自分に比擬すべく、例えば邦に道無くして愚をよそおった甯武子や、終日違わざること愚の如きであったという顔子の愚とは異なる、という。

今余遭有道而違於理悖於事、故凡爲愚者、莫我若也。夫然則天下莫能爭是溪、余得專而名焉。

いつ中央に帰れるかも知れぬ現在の境涯こそ、無道の世ゆえのこよなき証左であるのに、「今余有道に遭ふも……」とは、逆説の最たるものであり、されば一転して自負が開陳される。

溪雖莫利於世、而善鑒萬類。清瑩秀徹、鏘鳴金石、能使愚者喜笑眷慕、樂而不能去也。

愚溪のもつこの側面は、とりもなおさず柳宗元自身のものなのだ。

余雖不合於俗、亦頗以文墨自慰。漱萬物、牢籠百態、而无所避之。以愚辭歌愚溪、則茫然而不違、昏然而同歸。超鴻蒙混希夷、寂寥而莫我知也。於是作八愚詩、紀于溪石上。

前述の有道は俗なのであって、愚の一字に超俗の思いが籠められているのである。

いま一つの「愚溪對」は、右の「愚溪詩序」の倍ほどの長さをもつから、要点を摘出するに止めざるを得ぬ。¹⁰²

柳子名愚溪而居、五日、溪之神夜見夢曰、子何辱子、使予爲愚耶。有其實者名固從之。今予固若是耶。

溪神の詰問は具体的で、愚溪・弱水・濁溼・黒水といった、その名にふさわしい実質をもった流水の例を持出した後、¹⁰³

今予甚清與美、爲子所喜。而又功可以及圃畦、力可以載方舟、

朝夕者濟焉。子幸擇而居予、而辱以無實之名以爲愚、卒不見德而肆其誣。豈終不可革耶。

と、追求は急であるが、柳子は对える。

汝誠无其實、然以吾之愚而獨好汝。汝惡得避是名非。且汝不見貪泉乎。有飲而南者、見交趾寶貨之多、光溢於目、思以兩手左右攫而懷之。豈泉之實耶。過而往貪焉、猶以爲名。今汝獨招愚者居焉、久留而不去。雖欲革其名、不可得矣。

貪泉のごとく、自らの落度でもないのに、人から貪られる対象となつて、こんな名が付けられる例だつてあるのだ、愚かなわしに好かれたのだから我慢せよ、というわけ。柳子の对えは更に続く。

夫明王之時、智者用、愚者伏、用者宜邇、伏者宜遠。今汝之託也、遠王都三千餘里、仄僻廻隱、蒸鬱之與曹、螺蚌之與居。唯

觸罪擯辱愚陋黜伏者、日侵侵以遊汝、聞聞以守汝、汝欲爲智乎。

胡不呼今之聰明皎厲握天子有司之柄以生育天下者、使一經於汝。

而唯我獨處、汝既不能得彼而見獲於我。是則汝之實也。當汝爲

愚而猶以爲誣、寧有說耶。

王都を遠ざかること三千余里の愚溪と柳子は、時に重り合い、時に離れ、問答とは言つても、実質、自問自答なのであつて、柳宗元の心情の表白なのである。

問答はさらに続くが、当面の主題「愚溪をして愚ならしめた」故事の解説には充分に過ぎよう。

要するに柳宗元は、自己の分身として愚溪を描定し、その間に共通の属性を指摘しつつ、かつは自己の抱懷を述べ、かつは自ら慰め

たのであつた。

次いで、以上の故事の、蘇軾における使用例を検討しよう。Gの註に、「愚溪見前次韻張都官及杜沂游武昌詩注」とある。主題詩の前に既に二例あることがわかる。私は、これに主題詩以降の一例を加え、三例を順次検討していくこととする。

次韻答荊門張都官維見和惠泉詩

楚人少井飲 楚人井飲を少く

地氣常不洩 地氣常に洩れざればなり

蓄之爲惠泉 之を蓄ふるを惠泉と爲す

盆若有所折 盆として折つ所有るが若し

泉源本無情 泉源本情無し

豈問濁與澈 豈濁と澈とを問はんや

貪愚彼二水 貪愚彼の二水

終古恥莫雪 終古恥雪ぐなし

只應所處然 只応に処る所然るべし

遂使語異別 遂に異別を語らしむ

泉房地平衍 泉旁、地は平衍

泉上山嵒嶮 泉上、山は嵒嶮

君子慎所居 君子居る所を慎む

此義安可闕 此の義安んぞ闕く可けんや

古人貴言贈 古人言贈を貴ぶ

敢用況高節 敢て用て高節に況へんか

不爲冬霜乾 冬霜の為に乾かず

肯畏夏日烈 肯て夏日の烈しきを畏れんや

冷冷但不已 冷冷として但已まざれば

海遠要當徹 海遠きも要、當に徹すべし

愚とならぶ貪とは『晋書』吳隱之伝に見えるところ、既に「愚溪対」に引かれていた。この詩は、嘉祐五年、二五歳のときのものであるが、次いでGに指摘されている次の詩は元豊三年、四五歳のときのものである。

杜沂游武昌以酴醾花菩薩泉見餉二首（その二）

君言西山頂 君は言ふ西山の頂

自古流白泉 古自り白泉流れ

上爲千牛乳 上は千牛の乳爲り

下有萬石鉛 下は萬石の鉛有り

不愧惠山味 惠山の味に愧じざらんも

但無陸子賢 但陸子の賢なし

願君揚其名 願くは君其の名を揚げ

庶托文字傳 庶ふ文字に托して伝へんことを

寒泉比吉士 寒泉は吉士に比す

清濁在其源 清濁は其の源に在り

不食我心惻 食はれずして我心惻むも

於泉非所患 泉に於て患ふる所に非ず

嗟我本何用 嗟、我本何の用ぞ

虛名空自纏 虛名空しく自ら纏ふ

不見子柳子 見ずや子柳子の

餘愚汚谿山 餘愚谿山を汚せるを

この詩は、流罪の地、黄州に在って作られたことだけを記しておこう。

主題詩の作られたのが、元祐四年、五四歳。「愚溪的故事」が用いられる例の最後として、次の詩がある。紹聖元年、五九歳の作。

廉泉

水性故自清 水性故より自ら清く

不清或撓之 清からざるは之を撓す或ればなり

君看此廉泉 君看よ此の廉泉

五色爛摩尼 五色、摩尼よりも爛たり

廉者爲我廉 廉とは我の廉たるが爲なりと

何以此名爲 何ぞ此を以て名と爲さん

有廉則有貪 廉有れば則ち貪有り

有慧則有癡 慧有れば則ち癡有り

誰爲柳宗元 誰か柳宗元爲る

孰是吳隱之 孰かは吳隱之

漁父足豈潔 漁父足豈潔からんや

許由耳何溜 許由耳何ぞ溜なる

紛然立名字 紛然として名字を立つも

此水了不知 此の水了に知らず

毀譽有時盡 毀譽時有りてか尽くるも

不知無盡時 知らずして尽くる時無からん

竭來廉泉上 竭來廉泉の上

將鬢看鬢眉 鬢を捋して鬢眉を看る

好在水中人 好在水中の人よ

到處相娛嬉 到處に相娛嬉せん

第5句、劉宋の元嘉年間、湧出したこの泉に、時の郡守が自ら廉であるとして名づけた故事を承けるものとして解した。なお第8句「癡」字は、押韻の関係から。本来は「愚」。

以上の三例より、ポイントのみを抽出すれば——第一例、「かの貪泉とか愚溪とか、おかしな名がつけられてしまつては、いつまでも汚名の雪ぎようがない」。第二例、「柳宗元先生が余分に卑下して、「愚」をふりまいた結果が、谿山に及んでこれを汚すことになるでしまつた（私がこれ以上言葉を費せば、同様に汚すことになるであらう）事実を見ていただきたいものだ」。第三例、「（冉溪に自らの恣意で愚溪と名づけた）柳宗元の所為は、こたわりと言つべく、（貪泉をことさらに飲んで清廉を誓つた）呉隱之の行為もわざとらしい」といった次第となる訳である。主題詩「柳州の柳の、聊か愚溪をして愚ならしめた」行為は、三例に倣へば、蘇軾によって少くともプラスの評価は与えられていない、とせねばならぬ。ここまで見れば、「應」字を最後までかけるCに左袒すべきは言うまでもなからうが、しからば、「何」が、「応に……に同じかるべ」き、なのか？周敦頤が「造物」をその「徒」とすること、柳宗元が「溪神」を従わしめることと、同列に置けぬことが明らかになった今、主題詩に通ずるテーマ——道家的名実観にこそ着眼せねばならぬだろう。結論は、むすびの「試訳」にゆずり、次いで他の資料によって周

敦頤に纏る道家的雰囲気、その一端なりと垣間見ることとしたい。

(三)

主題詩は、周敦頤の死（一〇七三）後、一六年を経て書かれたものであるが、これに先んじて作られ、当然にも後人によって一致して周敦頤資料の第一として推され来つたものがある。もとより、友人南豊の潘興嗣撰せる「濂溪先生墓誌銘」である。

今これに、ほぼ一世紀を経て、朱熹によって書かれた「濂溪先生行実」¹⁰を対置してみると、潘氏の文を襲ふことの多いなかで、際立つて書き足された部分として、次の一条を挙げうる。

先生在南安時、年甚少、不爲守所知。洛人程公珦攝通守事、視其氣貌非常人、與語知其爲學知道也、因與爲友、且使其子顥頤受學焉。及爲郎、故事當舉代、每一遷授輒以薦之。程公二子皆倡鳴道學、以繼孔孟不傳之統、世所謂二程先生者、其原蓋自先生發之也。

右はもとより潘氏の墓誌銘にはないもので、朱熹による周敦頤の顕彰と、道統論の表明に外ならず、この一世紀の間における周敦頤への評価の変化を見るに足るのであるが、一方、「尤も善く名理を譚し易学に深く、太極図・易説・易通數十篇、詩十卷を作る」（潘氏の墓誌銘）とされる周敦頤の学問が、純粹に儒家の枠にのみ納まっていたものでないことは、もとより既に当時の人士に指摘されていた。当時、朱震（一〇七二—一一三八）、胡宏（一一〇六—一一六二）

に、道家伝來說あり、晁説之（一〇五九—一一二九）に佛家伝授説のあつたことなどが、從來より知られている。

ここでは一例を挙げるに止めよう。『朱子語類』卷九三に、

今人多疑濂溪出於希夷、又云爲禪學其諸子皆學佛。可學云、濂溪書具存、如太極圖、希夷如何有此説。或是本學老佛而自變了、亦未可知。曰、嘗讀張忠定公語錄、公問李旼云、汝還知公事有陰陽否^三、此説全與濂溪同。忠定見希夷、蓋亦有些來歷、但當時諸公知濂溪者、未嘗言其有道。可學曰、此無足怪、程太中獨知之。曰、然。

文中、希夷は、宋初の道士陳搏（？—九八九）の号。張忠定公とは張詠（九四六—一〇一五）のこと。弟子の李旼に問える語中の「^三」を補うには、『宋元学案補遺』卷九に、張忠定語として載せられている、

謂李旼曰、子知公事有陰陽否。對曰、未也。曰、凡百公事未著字前、則屬陽。陽主生也。通變由之。著字後、屬陰。陰主刑也。刑貴正名、名不可改。

を、充てると解りよく、また、「此説全與濂溪同」とは、『通書』順化第一、

天以陽生萬物、以陰成萬物。生仁也、成義也。故聖人在上、以仁育萬物、以義正萬民。

また、同じく刑第三六、

天以春生萬物、止之以秋。物之生也、既成矣不止、則過焉。故得秋以成。聖人之法天、以政養萬民、肅之以刑。

などを指すのであろう。また「忠定見希夷、蓋亦有些來歷」については、前出『宋元学案補遺』卷九に、

公（張忠定）嘗訪陳搏、一見公厚遇之、顧謂弟子曰、此人于名利、澹然無情。達必公卿、不達則爲帝王師。

と見えるのが参考となる。なお程太中とは、二程の父で、前出の程昞のこと。

以上、朱熹とて、張詠を介して陳搏と周敦頤の關係を是認したことになるのである。ここに引用した『朱子語類』卷九三の文は、既に楠本博士によつて、その存在が指摘されているところではあるが、本節では『学案補遺』等で補いつつ、いささか解明を試み、以て周敦頤に纏る道家的零囲氣の一端を浮き彫りしてみた。

かく見來るとき、主題詩のもつ道家的用語のよつて來る所以も自ら理解し得べく、蘇軾にとつては、周敦頤が後世宋代儒学の鼻祖として持ち上げられることなど想像もつかぬことだらうと思われるのである。

(四)

予定の、濂溪命名の問題に移る。前節では、潘興嗣の「墓誌銘」と、朱熹の「行実」を對比する手法に従つたが、此の問題でも同じ手法を用いてみると、後者が、文の締括りに、黃庭堅の「濂溪詩序」のかなりの部分を引用していることに気づく。もとより前者にはないものである。即ち、

周茂叔人品甚高、胸中灑落如光風霽月、好讀書雅意林壑。節不卑小官、職思其憂、論法常欲與民、決訟得情而不喜。節其爲使者進退官吏、得罪者自以不冤。(中歳乞身、老於湓城。有水發源於蓮花峯下、潔清紺寒、下合於湓江。茂叔濯纓而樂之、築屋於其上、用其平生所安樂嬾水而成名曰濂溪。與之遊者曰)、溪未足以對茂叔之美。雖然茂叔短於取名、而惠於求志。薄於微福、而厚於得民。菲於奉身、而燕及梵樸。陋於希世、而尚友千古。聞茂叔之餘風、猶足以律貪、則此溪之水配茂叔、以永久所得多矣。節

という部分である。文中、四箇所の刪節を朱熹は行っているが、第三番目の刪節部分は、後述の都合から敢て括弧内に残してみた。この「行実」がいつ朱熹によって書かれたか定かではないが、少くともこの時点では、濂溪命名の由来について、黄庭堅の言うところに従っていたわけである。

ところが淳熙六年(一一七九)正月、五〇歳、朱熹は「書徽州婺源周子通書板本後」において、

熹舊記先生行實、采用黃太史序中語、若以濂之爲字、爲出於先生所自製以名廬阜之溪者。其後累年乃得何君所記、然後知濂溪云者實先生故里之本號、而非一時嬾合之強名也。

と、「黄序之失」を訂正するに至った。

同年五月に書かれた「再定太極通書後序」では、
又得何君營道詩序及諸嘗遊舂陵者之言、而知事狀所敘濂溪命名之說有失其本意者。

とも述べている。

さらに同年六月に書かれた「濂溪先生事実記」では、冒頭に「世家道州營道縣濂溪之上」の一一文字を加え、文末に近くして、「廬山之麓有溪焉、發源於蓮華峯下、潔清紺寒、下合於湓江。先生濯纓而樂之、因寓以濂溪之號、而築書堂於其上。」と、黄庭堅の文をアレンジして加え、逆に、文末の「黄庭堅詩序」からの引用部分は、「茂叔人品甚高、胸中灑落光風霽月」の一四文字を残すのみとした。後世、この一四文字のみがよく知られている。

さて前出註21文中の「何君所記」は、註22文中の「何君營道詩序」と同一と思われる、現在『周濂溪集』巻九に見ることができる。

營道何棄仲農父自作營道齊詩序、曰、營道縣出郭三十里、而近有村落、曰濂溪。周氏家焉、族衆而業儒。至先生遠宦、弛肩廬阜、力不能返故居、乃結屋臨流、寓濂溪之名、志鄉關在目中。蘇黃二公與之同時、而所爲賦詩皆失本意、文字傳誤、吁可歎已。

濂溪之後至今蕃衍云。

以上、朱熹の、この問題への対応の足跡を辿ってみて、相応の説得力を感じはするが、一方、P 47に見た何焯のごとき主張も後世現実に存在するのであって、ある程度の考察が加えられなければならない。

Aには本稿P 47に既載の道学伝の記述と一字一句違わぬ文が含まれている。B・F及びIは、この問題には触れぬ。G・Hが、Aの文「以疾求……取營道所居濂溪以名之」を、施注として記載した以上、主題詩との間の矛盾に目をつぶることも出来ず、何焯の意見を

附載したのは理のあることである。それがたとえ反対の主張であつたにせよ。』が「題義」に「家を廬山の蓮花峯下に結び居る、峯下に溪水あり之を濂溪と名づく、」と、さりとて扱つたのは、よく言えば賢明と言えよう。これに対し、Kが、『宋史』道学伝に拠つて解説を加えるのみに止っているのは、紙幅の関係もあるうが、もの足りない。

ひるがえつて、何焯は「蘇詩」と「黄序」を並列するが、ことわけて言えば、相異はある。「黄序」が、周敦頤自身の命名とするに對し、「蘇詩」（主題詩）は、世人の命名としているからである。何葉仲は両つながら否定した。朱熹は「黄序之失」は指摘するも、「蘇詩」には言及せぬ。主題詩を、蘇軾一流のレトリックとして無視した為でもあろうか。

「黄序」は確かに濂溪命名の観点から魅力ある存在である。しかし主題詩の説くところも亦、蘇軾の言なればこそ、私の興をそそつて止まぬ。

むすび

(一)において自らに課した主題詩解釈上の問題点の考察は、(二)・(三)・(四)において不備ながら終え得たこととし、その結果を踏まへつつ、以下試訳を誌そう。

世俗の人は（名は実の賓であるに拘らず）名が実にあふさわしいかどうか盲目であり、（至人は己無きもののに）至人における

自己意識の有無を疑っている。

（かつて趙王倫は解系を憎むあまり、水中の蟹を見てさへ怒つたという話も聞くし、（武王や周公旦に否定されたものの、太公によつて）愛すると言へば、その人の屋上の鳥にまで及ばすべき（反面、憎しみはその者の村落の壁にまで及ばすべき）主張がなされた、とも言われる。

（こんな訳で名目に執着する通弊から、茂叔先生の意志とは関りなしに）この廬山の下の溪流に、（茂叔先生にあふさわしい）「濂」という名をつけてしまった。

しかし先生は本来（天下の非誉の益損するなき）全徳の人なのであつて、廉退なる徳は、その一側面に過ぎない。

（思へば陶淵明が）彭沢の令を辞したが如きいさぎよいやめ方を先生は扱はれたので、偶然、その昔、首陽山に隠れた伯夷・叔斉に擬せられ、

かかる経緯が世間に知られて、（廉退の徳を表す）「濂」こそ、この溪流の名にあふさわしいということとなつたのである。

しかし、先生はどうしてわれわれの仲間であり得ようか。（かの真人の如く）造物主（天）と徒たるのが実相である。

（この溪流に名づくるに、「濂溪」を以てし、ひいて、先生を「濂溪」とおよびするのは）丁度、かの柳宗元が自らの恣意で冉溪に愚溪と名づけた（ものの、名が実とそぐいはせぬ）事実と、あい似ていることなのだ。

右の如く訳し来つて、この主題詩、全体として周敦頤への傾倒が

度を過ぎているように思える。史料としての価値如何を問うためにも、作られた背景に触れておくべきだろう。

『周濂溪集』巻九・『周子全書』巻一九にはこの主題詩、詩題は「茂叔先生濂溪詩呈次元仁弟」として載せられている。Aには「子熹字次元、東坡守杭、次元爲兩浙轉運、同在錢塘爲賦此詩」と見え、F・G・H・I・Kが之を承ける。右の事実に徴するときは、この詩「年下の友人のために、その亡父の偉大さを讃えた詩」という規定も成り立つ。「過獎」を感じしめる所以であろう。この場合、詩題によって分類すれば「貽贈」とでもなるうか。

「詩題による分類」に観点を移せば、B系統が該当する訳であるが、B・Dは「溪潭」に入れ、C・Eは「懷舊」に入れている、という事実がある。それぞれ理由は成り立つと思う。

「溪潭」を素材とし、「懷舊」の情感を籠めて「貽贈」されたこの詩、以上の限界を意識して読むときは、朱熹による「粉飾」の洗い落された周敦頤の素像をイメージするに好箇の資料たるを失わぬであらう。

註

(1) 度正「年譜」熙寧六年の条。(近世漢籍叢刊『周張全書』中文出版社——以降『周張全書』と称す——所収)なお、正誼堂全書『周濂溪集』——以降『周濂溪集』と称す——所収の「年譜」は、当該部分、その表現を多少異にする。

(2) A・E・Fの三種は「溪」を「谿」に作るが目立つ程度。

(3) C・D・E・G・H・I・Jの七種は、「除胥」を「儲胥」とする。

(4) 紂死、武王皇皇、若天下之未定。召太公而問曰、入股奈何。太公曰、臣聞之也、愛人者兼其屋上之烏、不愛人者及其胥餘、何如。武王曰、不可。召公趨而進曰、臣聞之也、有罪者殺、無罪者活、咸劉厥敵、母使有餘烈、何如。武王曰、不可。周公趨而進曰、臣聞之也、各安其宅、各田其田、母故母私、惟仁之親、何如。武王曠乎、若天下之已定、遂入股。(以上『尚書大伝』「牧誓、大戦篇」)同様な話は『韓詩外伝』巻三、また『說苑』巻五にも見える。

(5) Hもこの案語を載せる。なおこれらに先だって『御製唐宋詩醇』巻三九に、「周子自題濂谿書堂詩曰、吾樂蓋易足、名谿以自歲、詩蓋本此爲說」と見える。

(6) Iは、應同柳州柳、聊使愚溪愚マツスと返り点が施されているのみで、判然とせぬ。

(7) 應同柳州柳、聊使愚溪愚マツスと訓点が施されている。最低「應」字のかり方だけは判る。

(8) Dは、應同柳州柳、聊使愚溪愚マツスとなっており、意味上は、「應」字が最後までかかっていることになろうか。

(9) J・Kともに「應に同じかるべし柳州の柳に、聊か愚溪をして愚ならしむ」と書き下すが、Jは「詩意」として、「古人に譬を取れば應に柳州の人と爲りに同じきかと、濂溪の廉は聊か愚溪の愚と比してよい、」と記載し、Kは「先生は、唐の柳州の刺史、柳宗元にならぶかたなのだろう。どうやら、愚溪を愚にしてしまわれたことになる。」と口語訳する。

- (10) 『増広註釈音弁唐柳先生集』四部叢刊本、卷二四。
- (11) ことは、太田次男『柳宗元の山水記について』（慶大『斯道文庫論集』第三輯一九六四）に詳しい。
- (12) 註(10)の巻一四。
- (13) その寓言性に対する指摘は、清水茂「柳宗元の生活体験とその山水記」（京大『中国文学報』第二冊一九五五）を参照。
- (14) 詩の原文はGに拠る。
- (15) 『周張全書』・『周濂溪集』所収。
- (16) 『周張全書』所収。なお『道国元公濂溪周夫子志』（広文書局景印）巻一には、同文を「濂溪先生本伝」と称する。
- (17) 今井宇三郎『宋代易学の研究』p 82、p 102、楠本正継『宋明時代儒学思想の研究』p 46、p 50、武内義雄『武内義雄全集』第九巻、p 343、344、など。
- (18) 前注所掲の書、p 48。
- (19) 「溪名」を、「行実」は「濂溪之名」とする。なお、一二、文字の入替が見られる。
- (20) 『子章黄先生文集』所収「濂溪詩序」。
- (21) 『晦庵先生朱文公文集』巻八一。
- (22) 同右、巻七六。
- (23) 『周濂溪集』巻一〇に「濂溪先生事状」が収められているが、これは全く後述の「濂溪先生事実記」と同じであり、この「事状」は「行實」の誤りか。
- (24) 『晦庵先生朱文公文集』巻九八。
- (25) 『道国元公濂溪周夫子志』巻七には、「呂本中作童蒙訓曰」の八字を先に加えて、この「營道齋詩序」を載せる。なお「齋」を「齋」に作る。
- (26) 例えば『周濂溪集』巻九に、潘之定なる人物の「濂溪六詠」が載せられているが、その一つに、此心安樂莫非廉、媿水成名亦偶然、湓浦春陵隨地在、不應太史失其傳、とあり、黃太史稱先生以其所樂者媿水成名曰濂溪、而先儒以爲、先生家春陵之濂溪、其居九江亦曰濂溪、示不忘也。然太史與先生同時、豈眞不知濂溪者。學者當味其言。と割註する。

付記

本稿を草するに当り、札幌の小松重明先生、ならびに野口一雄氏に、御所蔵の資料を利用させて頂いた。記して謝意を表する。

一九七九年九月